

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は、2008年（平成20年）の11万2,334人から2017年（平成29年）には14万1,944人と、10年間で2万9,610人ふえている（平成29年度学校基本調査）。一方、学校数は、2008年度の1,026校から2017年度には1,135校と、109校ふえただけで、学校建設はほとんど進んでいない。150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしている。

普通教室確保のために、1つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子供の声も筒抜けになり、落ち着いた授業はできない。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子供と動き回る子供が、同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれている。全国で不足している教室が、普通教室だけで3,430教室（2016年）に上ることが文部科学省調査でも明らかになっている。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まで、全てに定められている設置基準が、特別支援学校だけには定められていないことである。設置基準とは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされている。小学校の設置基準では12～18学級が標準とされ、それ以上は過大校扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討される。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子供と教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいない。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加もとまらない。文部科学省学校基本調査によれば、小中学校合わせて、2008年の12万4,166人から2017年には23万5,487人と、1.9倍になっている。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等々、実態に大きな差がある。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状である。

8人の子供を1人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えている。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていない。これを引き下げることが必要である。

以上の趣旨に沿って、下記事項について意見書を提出するよう請願する。

記

- (1) 特別支援学校の設置基準を策定すること。
- (2) 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

2 提出者
福井県高等学校教職員組合
執行委員長 松川 徹

3 紹介議員
細川かをり

4 受理年月日
平成30年6月15日